**公益社団法人日本鍼灸師会　役員選任規程**

**第１章　総則**

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本鍼灸師会（以下「本会」という。）定款第２１条、第２５条及び２６条の規定に基づき、役員選任に関する必要な事項を定める。

（役員の選任）

第２条　役員の選任は、理事及び監事について、それぞれの立候補者の中から、代議員総会において選任する。

２　役員選任に関しては、あらかじめ会員に告示する。

**第２章　選挙管理委員会**

（選挙管理委員会）

第３条　役員選挙の事務の管理は、選挙管理委員会（以下｢委員会｣という。）が中立公正かつ厳正に執行する。

　２　委員会の委員（以下「委員」という。）は、３名以上５名以内とし、正会員の中から理事会の議決による指名に基づいて、会長が任命する。

３　委員の任期は、会長が任命した年の２月１日から２年後の１月３１日までとする。ただし、委員が任期途中で辞任したときの後任委員の任期は、前任者の任期満了までとする。

　４　選挙管理委員長（以下「委員長」という。）及び副委員長は、委員の互選とする。

５　委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その事務を代行する。

　６　委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

７　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

（兼職等の禁止）

第４条　委員は代議員、役員選挙の立候補者又は立候補者推薦人を兼ねることはできない。

　２　会長、副会長、理事及び監事は、委員会の委員を兼ねることができない。

**第３章　選挙権及び被選挙権**

（選挙権）

第５条　選挙権は､代議員総会招集通知発送日の１０日前において、本会に備えた代議員名簿に登録されている代議員がこれを有する。

（選挙権を有しない者）

第６条　前条に定める日から投票日までに代議員資格を失った者は、前条の規定にかかわらず選挙権を有しない。

（被選挙権）

第７条　被選挙権は､代議員総会招集通知発送日の１０日前において、本会に備えた正会員名簿に登録されている正会員がこれを有する。

（被選挙権を有しない者）

第８条　第５条に定める日から投票日までに正会員資格を失った者は、前条の規定にかかわらず被選挙権を有しない。

**第４章　選挙**

（選挙の告示）

第９条　役員選挙の告示は、委員会が行う。

（立候補の届出）

第１０条　役員選挙に立候補しようとする者は、委員会が別に定める書式に従い、代議員５名以上、所属の都道府県師会又は正会員５０名以上のいずれかの推薦書及び所信表明書を添付して、当該選挙の告示に示された届出期間内に委員会へ届出なければならない。

　２　前項の届出が適正に行われていない場合、委員会はこれの受理を拒否することができる。

（候補者名簿の作成）

第１１条　委員会は、届出のあった立候補届出書に基づき、役員ごとの候補者名簿を作成する。

　２　候補者名簿には、候補者の氏名、所属する都道府県鍼灸師会名その他委員会が定める事項を記載する。

（候補届出名簿）

第１２条　委員会は、前条に規定する役員候補者名簿を代議員総会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

２　議長は、代議員総会において、役員候補者名簿に登載されている氏名を報告しなければならない。

（候補者の報告及び通知等）

第１３条　委員会は、役員候補者名簿に従い、代議員総会に各役員選挙の候補者氏名、所信表明書その他委員会が定める事項（以下「候補者氏名等」という。）を報告する。

２　委員会は、投票日の５日前までに前項の候補者氏名等を選挙人に通知し、選挙開始前に候補者氏名その他委員会が定める事項を議場に掲示しなければならない。

（候補者の所信表明）

第１４条　委員長は、代議員総会において各候補者に所信を申し述べる機会を与えることができる。ただし、代議員総会がその必要を認めないときは、その限りでない。

（候補者等の責務）

第１５条　役員選挙に当たっては、候補者及び会員は本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

（投票等）

第１６条　代議員は書面又は代理人をもって投票を行うことができる。ただし代理人をもって投票する場合には、一人で５人を超える代議員を代理することはできない。

２　委員長は、候補者が各役員の改選定数を超えている場合は、当該役員の選出について投票に付さなければならない。

　３　委員長は、候補者が各役員の改選定数を超えない場合は、その候補者を当選人として代議員総会に報告しなければならない。ただし、代議員総会が信任を問うべきことを決議したときはこの限りでない。

（選挙の方法）

第１７条　選挙は、代議員の連記無記名投票によって行う。

　２　前項の投票は、候補者氏名の記載された投票用紙の候補者氏名の上欄に信任者に○印を記載することにより行う。

　３　次の各号に掲げる事項は、無効とする。

（１）所定の用紙を使用しないもの。

　　（２）被選挙人の氏名に○印以外のものが記載されたもの。

４　委員長は、出席代議員のうちからあらかじめ立会人３人を指名し、投開票の公正を監視させなければならない。

５　委員長は、投票終了後直ちに代議員総会の議場において、立会人監視の下、選挙管理を補助する者に開票及び集計を行わせる。

（当選人）

第１８条　委員長は、集計結果を精査した上、当該代議員総会の出席代議員数（代理出席者を含む）の過半数の得票数の上位から各改選定数の員数をもって当選人とする。

２　当選人が各改選定数に満たない場合は、当選人を除く立候補者について、再度投票を行い、出席代議員数の過半数の得票数の上位から各改選定数の員数をもって当選人とする。

　３　得票数が同数のため当選人が改選定数を超える場合は、議長が指示する簡便な方法をもって決する。

　４　落選した候補者のうち得票数が最も多い者（次点者）を補欠とする。

５　議長は、当選人及び補欠を議場に報告しなければならない。

６　当選した役員に欠員が生じた場合、補欠をもって当選人とする。ただし、選挙による補欠が無い場合、代議員総会を開催し欠員となる役員を選任しなければならない。

（再選挙）

第１９条　第１６条第３項ただし書により信任決議を実施した結果、出席代議員数の過半数の得票を得られず不信任とされた場合、欠員となる役員について再選挙を行わなければならない。ただし、再選挙の立候補手続及び選出方法等については、議長の指示する方法によることができる。

（会長、業務執行理事及び常任理事の選任）

第２０条　当選した理事は、代議員総会終了後遅滞なく臨時理事会を開催し、仮議長を選任後会長の選任方法を理事会に諮り、理事会の決議により理事の中から会長を選任する。

　２　会長は、選任後前項の理事会の議長となり、理事会の決議を経て、理事の中から１０名以内の業務執行理事を選任する。

　３　会長は、業務執行理事の中から２名以内の副会長候補者を推薦し、同候補者の中から理事会の決議により副会長を選任する。

　４　理事会は、業務執行理事の中から６名以内の常任理事を選任する。

（会員への報告）

第２１条　選任された会長、副会長、業務執行理事及び常任理事等については、後日、機関誌等により会員に報告するものとする。

**第５章　選挙運動**

（選挙運動の期間）

第２２条　選挙運動の期間は、委員会が立候補の届出受理を決定した日から投票日の前日まででなければ、することができない。

（文書による選挙運動）

第３条　文書による選挙運動（電子メールその他インターネットを利用した選挙運動も含む）は、所信表明書以外に、A４版１枚一種類の文書（以下「補足文書」という。）に委員会の公印が押されたもの（以下「補足文書原本」という。）又は補足文書原本を謄写した書面（以下「補足文書謄写書面」という。）の発送に限るものとする。

　２　前項の補足文書原本又は補足文書謄写書面の枚数は、候補者一人につき選挙権を有する代議員の数以内とする。

　３　第１項の補足文書には候補者の氏名を自署し捺印しなければならない。

　４　第１項の補足文書は、告示に示された届出期間内に委員会に届け出て、委員会の承認を得なければならない。なお、委員会は、補足文書に記載された内容が候補者等を誹謗・中傷してその人格や名誉を毀損する等公正な選挙を妨げるおそれが明白なとき、又は不正な手段・方法により他の候補者の当選を妨げるおそれが明白なときは、承認を与えないことができる。

　５　補足文書原本及び補足文書謄写書面以外の書面が頒布されたときは、委員会は、当該書面に関して違法文書であることを告知したうえで意見を述べるなど、公正な選挙を実現するために必要な措置をとることができる。

（禁止事項）

第２４条　候補者及びその他の会員は、選挙運動として次の行為をし、又は会員及び会員以外の者にこれをさせてはならない。

①　第２２条に定める期間外に選挙運動をすること。

②　第２３条の規定に反して文書による選挙運動をすること。

③　利益を授受し、またはその約束をすること。

④　供応をすることもしくはこれを受けること。

⑤　候補者を誹謗し、その他不正な手段で他の候補者の当選を妨げること。

　２　前項の定めに違反した者（会員以外の者を除く）に対しては、委員会は、事実関係を調査し、次の措置をとることができる。

①　公開文書による戒告処分

　　②　違反が確定した時から３年間役員選挙の立候補禁止。

③　違反した者が当選人である場合、当該当選人の当選無効。

　　④　代議員総会において本会定款第１１条に基づく除名処分を提案すること。

**第６章　補則**

（規程の変更）

第２５条　この規程は、理事会の議決を経て、代議員総会の承認を得なければ変更できない。

附　則

１．　この規程は平成２３年２月２７日、役員選挙規程を全部改正し同日施行。

　附　則

１．　この規程は平成２７年６月７日、代議員総会の承認を得て一部改正し同日施行。